情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第48回 議事録

1 日時:平成21年1月21日(水)17:00~18:30

2 場所:総務省 第一特別会議室

3 出席者(敬称略)

(1)委員(専門委員含む)

村井 純(主査)、中村 伊知哉(主査代理)、浅野 睦八、雨宮 俊武、池田 朋之、石井 亮平、石橋 庸敏、伊能 美和子、植井 理行、華頂 尚隆、河村 真紀子、久保田 幸雄、佐藤 信彦、椎名 和夫、菅原 瑞夫、関 祥行、高橋 伸子、田胡 修一、田辺 俊行、田村 和人、福田 俊男、藤沢秀一、堀 義貴、三尾 美枝子

(以上24名)

(2) オブザーバー

足立 康史(経済産業省)、池谷 誠一((社)全日本テレビ番組製作社連盟)、大山 永昭(東京大学 教授)、金光 修(フジテレビ)、川瀬 真(文化庁)、吉川 治宏(三井物産株式会社)、菊池 尚人(慶應義塾大学准教授)、齋藤 浩貴(弁護士)、櫻井 由章(弁護士)、松田 政行(弁護士)、道井 隆之(住友商事株式会社)、中村 秀治(三菱総合研究所)、元橋 圭哉(日本放送協会)

(3) 事務局

小笠原コンテンツ振興課長

(4) 総務省

山川情報流通行政局長、戸塚政策統括官、阪本官房審議官、吉田地上放送課長、 武田衛星放送課長

4 議事

【村井主査】 それでは、ただいまから情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会の48回の会合を開催いたします。委員の皆様、お忙しいところ、お集まりいただきまして、どうもありがとうございました。

最初に、委員の交代がございましたので、ご紹介いたします。別紙の通り、5名の方

が委員になられましたので、よろしくお願いします。

それから、今回の異動で、これまで主査代理を務めていただきました大山先生が情報通信審議会の委員としての任期が満了され、主査代理を新たに定める必要があり、 規定によりまして、主査が指名することとなっておりますので、中村委員にお願いしたいと思いますが、中村委員、よろしいでしょうか。

許可をいただきましたので、よろしくお願いします。中村委員に主査代理をお引き 受けいただきましたが、大山先生には引き続き議論にはご参加をお願いすることにな っております。まとめますと、主査代理は中村委員にお願いし、大山先生には引き続 き議論にはご参加していただく。こうお願いしたいと思いますが、この場に大山先生 がいらっしゃいませんが、ご了解をいただいているそうですので、そのように進めさ せていただきます。

それでは、いつものように、欠席された委員、それから、ご出席のオブザーバーに 関しましては、席上に配付された紙をご参照いただきたいと思います。

さて、本日ですが、昨年の11月の本委員会におきまして、放送コンテンツの流通・促進に関する制度のご提案という報告をいただきました。意見交換もかなり活発に行っていただき、時間の関係で議論を継続するということで引き取らせていただきましたので、本日は、昨年ご説明いただきました岩倉様の代理として、櫻井様にご出席をいただいております。また改めて制度に対する考え方の説明をお願いいたしまして、本日、弁護士の松田様に出席を願いました。コンテンツの権利処理に関する法律問題に詳しく、文化庁の審議会などさまざまな場で意見を表明されていらっしゃる方だと伺っておりますので、法律家としてのお立場から、放送コンテンツの流通・促進の方策についてのご意見を賜れればと考えております。お二方からそれぞれ20分程度ご報告をお願いした後、一括して審議をしていただくという流れで、進めさせていただきます。是非よろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局から資料の確認をお願いいたします。

【小笠原コンテンツ振興課長】 それでは、議事次第をとっていただきまして、それぞれ 報告者の方からの意見をそれぞれクリップ留めしてございます。まず資料1でござい ますが、今日ご出席の櫻井様の資料を冒頭に。「デジタル・コンテンツ利用促進協議 会『会長・副会長試案』について」ということで、資料本体とそれに関わる参考資料 についてクリップ留めをさせていただきました。次に、ネットワーク流通と著作権制

度協議会設立と会員募集のご案内ということが冒頭ついておりますが、本日の松田様にお願いをしております資料、これをクリップ留めしてございます。資料としてはその2組でございますので、よろしくお願いいたします。

【村井主査】 ありがとうございました。それでは、櫻井様からのご報告をお願いいたします。

【櫻井オブザーバー】 ただいまご紹介にあずかりました弁護士の櫻井でございます。本 日はお忙しい中、皆様ありがとうございます。本来であれば、昨年11月に出席いた しました岩倉弁護士が出席すべきところなのではございますが、どうしても都合がつ かないということで、私が代理として出席させていただきました。

昨年11月の段階で様々なご質問があり、持ち帰りますということであったと思うのですが、その後いろいろと状況が変わり、今お配りしております1月9日付の会長・副会長試案というものをデジタル・コンテンツ利用促進協議会として発表し、ホームページで公開しておるところでございます。総務省の事務局の方ともご相談いたしましたところ、まずそれをご説明していただくのがよろしいのではということでございまして、資料として配付させていただき、ご説明させていただければと存じます。

資料につきましては、1つ目はパワーポイントがございまして、これに沿って説明をさせていただこうと思っております。その次が、1月9日に発表した会長・副会長試案自体でございます。会長・副会長試案につきましては、会員の方々にはメールでご送信し、また会員の方々以外にも広く知っていただこうということで、デジタル・コンテンツ利用促進協議会のホームページにもアップロードしているものでございます。最後は、オンラインでの記事を付け加えたものでございます。

まず、デジタル・コンテンツ利用促進協議会でございますけれども、高度に進んだ デジタル化、ネットワーク化に対応したデジタル・コンテンツの利用促進策の策定と いうのは、例えば我が国のコンテンツ産業の伸び率を世界平均と比較すると非常に低 いというようなことからしても、我が国の喫緊の課題ではないか。ということで、 様々な議論を早急に深め、もって我が国が世界最先端のコンテンツ大国となるという ことを実現するのに何がしかの寄与をしようということで、昨年9月9日に設立され たものでございます。中山信弘・東京大学名誉教授を会長としていただいております。

3ページにまいりまして、会長・副会長試案発表の経緯ということでございますが、 何がしかのものを発表して、世間に問うていきたいということを、設立当初から中山 会長をはじめとしてお話がございまして、昨年末までに協議会の役員会を開いて、その中でデジタル・コンテンツの利用促進を目的とした何らかの政策提言をしようということで、各会長、副会長、意見を出し合って、まとまった部分も、まとまってない部分もあるのですが、まずは広く世に問いましょうということで、取りまとめ、1月9日に公表し、併せて会員にも送付したということでございます。協議会のホームページは大変簡素なものでございますけれども、ご参照いただければ幸いです。

今後の予定としましては、現在2月10日までを期限として、会員、また、併せてホームページで一般からも広くご意見を募集しているというところでございます。その意見を集約した上で、3月下旬までを目途に、シンポジウムなりを開催したいと考えております。おそらく3月の半ばぐらいには開催できるのではないかと考えております。

続きまして4ページでございますけれども、会長・副会長試案の概要、骨子ですが、まず中山会長と3人の副会長で意見が一致したのは、対象コンテンツの利用に関する権利について、法律で何か一定の要件の下、集中化をした方がよいのではないかというところでございます。この点、もちろん契約によってやるべきではないかという意見も様々な方から出されているところはよく存じ上げておりますけれども、それだと解決に時間がかかり間に合わないのではないかという点については、会長、副会長で意見が一致したところでございます。

その上で、権利を集中化するだけではコンテンツがなかなか回りませんので、権利 情報を明確化し、適正な利用を過重な困難なく行って、原権利者に適正な還元がな される仕組みを併せて提言すべきという点で一致しています。

また、フェア・ユース規定の導入については、現在様々な場所で議論が重ねられていて、国会にもいつ法案が出るかというお話になっているかとは思いますけれども、デジタル・コンテンツの特性に対応したフェア・ユース規定の導入というのも併せて提言するべきではないかという点は意見が一致したところでございます。

続きまして、5ページ目でございますけれども、対象となるコンテンツについて権利を集中化しようというものです。では、どういうものが対象として考えられるのかということでございますけれども、原権利者の許諾を得て録画、録音、放送された映画等のコンテンツが考えられるのではないか。ただ、ここも必ずしも皆の間で意見が一致しているわけではなくて、幅広くいろいろな方から意見を聞きたいと考えている

ところでございます。例えば、音楽については、現状、JASRACさんなどでかなり処理が進んでいるのではないかということも踏まえて、対象コンテンツの範囲外とすることも十分考えられるのではないかという意見も出ております。

次でございますが、6ページ目、権利を集中化するための要件として、原権利者の 意志を尊重するということも、利益衡量の際にはかる利益としては重要なのではない かということで、原権利者の意思がどのようなものであるかということをメルクマー ルとすることは考えられるのではないか。ここは、必ずしもこれにとらわれるわけで はないのですが、例えば一定の要件として、何がしかのメルクマール、数値を用いて、 原権利者から別段の意思表示、つまり、この対象となるコンテンツに関する権利の集 中化を行わないという意思表示が一定数値以上の要件に当たるような場合には、権利 の集中化から外すという処理が考えられないかということでございます。

また、コンテンツとしては、既に制作された過去のコンテンツとこれから制作される新たなコンテンツと両方があるのだと考えられますけれども、法律を制定する場合には、法律の制定から施行までの間、一定の期間があると思いますので、施行される時点、また施行されてから一定期間経過した後での原権利者の意思というのをメルクマールとするのであれば、過去のコンテンツについて権利処理がある程度契約で進むのではないかと考えております。

続きまして、7ページ目でございますけれども、法定事業者となる者ということで、 対象コンテンツの権利を集中した先のものをここでは法定事業者と呼んでおります。

権利関係をできるだけ簡明にするという観点からは、だれが法定事業者であるかを 特定した方がよろしいだろうということで、具体的には、権利情報の収集等を行う、 また原権利者に適切な還元を行う当事者としての能力を有している者と規定すべきで、 具体的な規定の仕方については、例えば経済的なリスクを負担して対象コンテンツを 制作した者という書き方ですとか、または、権利者情報の保有という観点からすると、 例えば放送コンテンツについては放送事業者というような形で規定することも考えら れるのではないかということでございます。

法定事業者が有することとなる権利としては、法定の非排他的な許諾権を持つとし、 原権利者自身による利用及び利用許諾は妨げないと考えるということを提案しており ます。

続きまして、8ページ目に移りますが、対象コンテンツの権利情報の明確化及びそ

の効果ということでございますけれども、権利を法定事業者に集中させるというだけでは、原権利者が誰なのかとかが全くわからないわけで、権利情報を明確化するのがよろしいのではないか。そのためには具体的な対象コンテンツを何がしかの登録機関を設けて登録するということが考えられます。その方法としては、例えば法定事業者が対象コンテンツの権利情報を一定の機関、ここでは仮にコンテンツID管理事業者と定義づけておりますが、そこに例えば国際技術標準である許諾コード方式に基づいて登録して、そのコンテンツID管理事業者は登録された情報を電磁的方法により公示する。コンテンツを利用したいという人は、ウェブサイトなりにアクセスをすれば、誰が法定事業者であって、どういうコンテンツが登録されているかというものがわかるという仕組みをつくるのはいかがという提言でございます。

そのための手続としては、コンテンツID管理事業者は一定の要件を満たしたものについては登録しなければいけないとして、恣意を排除することがおそらく必要でしょうし、登録する手前の段階で一定期間公示を行うことによって、原権利者が、「私も原権利者ですがどうして載ってないのでしょうか、原権利者として出ていません」というような場合には、異議を申し立てることができるといった規定を設けることは考えられるのではないかと思っております。

続きまして、9ページ目でございますけれども、対象コンテンツの登録の効果として、登録をして利用を促進するという観点からは何らかのインセンティブを設けるということが考えられるのではないか。そのためには原権利者からの差止め請求や人格権に基づく請求について一定の場合には免責されるという規定を設け、ただし、登録までの間に一定期間公示を行って、原権利者から異議を申し立てる期間を設けるということでバランスを図るのはいかがという提言でございます。

続きまして、4項目目ですが、対象コンテンツの適正な利用と原権利者への適正な 還元に向けた仕組みという点でございます。法定事業者の負う義務としては、ただ単 に権利を集中するだけでは原権利者に対する利益というものがございませんので、対 象コンテンツに係る原権利者に対して、利用した場合には対価の支払い義務を負うと いうことは必要でしょう。例えば当事者間で契約において定められている場合には、 それによって、また、所在不明の場合には、何らかの公正な対価を決めるメカニズム を策定するということが必要であろうと考えております。所在不明の原権利者につい てはどのような取扱いをするかというのは文化審議会でも検討されているところでご ざいますので、それとの兼ね合いというのは別途考える必要があるのだろうと思って おります。

続きまして11ページ目でございますが、法定事業者の負う義務ということでございますが、対象コンテンツの適正な利用を実現するためにはどのような方法があるか、大きく2つ考え方があるのだろうということで、A案とB案という形で両論併記をしております。

これらは、応諾義務というものを法的事業者に負わせるか、第三者が合理的な条件で利用申込みをした場合には、法定事業者はその利用の許諾をしなければいけないというような規定を設けるかどうか、義務を課すかどうかという点が大きく異なるところでございます。法定事業者の方でビジネス上の観点から行う行為が合理的であろうということであれば、B案のように、法定応諾義務を特段課すことは必要ではないのではないかとも考えられます。これに対して、利用を促進するという観点を突き進めるのであれば、A案のように、応諾義務を負わせるべきではないかということで、ここは、中山会長やほかの副会長の間で、意見の一致はみていないところでございます。法定事業者以外の事業者というのが12ページ目にございます。もちろんこれを設

法定事業有以外の事業有というのが「2ペーショにこさいます。もちろんこれを設ける必要があるかどうかというのはまた別でございますけれども、例えば映像のコンテンツに関するJASRACのような機関を設けて、ライセンス事業を行うというような形も考えられるのではないかということで、ここに記載してございます。もしもこのようなコンテンツ・ライセンス事業者を設けるのであれば、コンテンツ・ライセンス事業者に対しては、合理的な条件での利用の申込みに対しての応諾義務を負わせるということは必要だろうと考えております。

続きまして、13ページ目でございますけれども、法定事業者以外の事業者ということで、コンテンツ・ライセンス事業者というような事業者を設けた場合に、A案のように、利用を促進させようという観点を突き進めるという立場に立てば、例えば法定事業者に応諾義務を課すことに加えて、法定事業者が一定期間内に登録を行わないコンテンツについては、コンテンツ・ライセンス事業者自らが法定事業者になるということを認めるということも考えられますし、また、そのようなことは認めないというものももちろん考えられるだろうということでございます。

最後にデジタル・コンテンツの特性に応じたフェア・ユース規定ということでございますけれども、インターネットの技術の進歩は非常に速く、実際には利用する者に

とってコンテンツの内容自体は認知されない、認知されない利用にもかかわらず、複製等が行われてしまうという事態が実際問題として生じています。そのような利用については認めようということで、現在文化審議会等でも議論があるということでは伺っておりますけれども、ただ、実際の技術の進歩が非常に速いことから、今後どのような事態があるかわからないという観点からすると、少なくともそのような場合については、著作権等の侵害にならないものとするフェア・ユース規定を、会長・副会長試案に基づく特別法が策定されるのであれば、独立して設けるべきだろうと考えているところでございます。

以上申し上げたところがかいつまんだところでございまして、細かいものはこの1月9日付の会長・副会長試案というものをご覧いただければ幸いに思いますので、よろしくお願いいたします。以上で私のほうからのご説明は終わらせていただきます。ありがとうございました。

【村井主査】 ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、松田様からご説明お願いします。

- 【松田オブザーバー】 松田でございます。私どもは、ネットワーク流通と著作権制度審議会という著作権制度協議会というものをつくりまして、現在、かなりの議論をしております。そのことをまずご説明申し上げまして、私の私見に入らせていただきたいと思います。協議会の事務局を担当しております齋藤のほうから少し説明いたします。
- 【齋藤オブザーバー】 それでは、今、松田から説明がありましたネットワーク流通と著作権制度協議会で、事務局を担当しておりますので、私、齋藤のほうから協議会について簡単にご説明させていただきます。

お手元に、ネットワーク流通と著作権制度協議会の設立と会員募集のご案内というものを配付してございます。これは、この協議会の募集に際して使用しましたパンフレットで、設立の趣意が書いてございます。昨年の11月21日に設立総会を開きまして設立しておるわけですが、これをご覧いただければ設立の目的がおわかりいただけるかということで配付してございます。まず現状認識を書いてありまして、ネットワーク流通促進が喫緊の政策の検討課題となっているということ、それから、知的財産戦略本部における検討状況を踏まえて、そういった検討状況においては、著作権制度を超えたコンテンツの利用のための特別法をつくるというような提言や提案がなされている状況があり、そのような状況を踏まえて問題意識が高まってきているという

中で、問題認識としては、本来検討としては、コンテンツの制作と流通の両面の発展が図られなければならないというところで、そういった著作権制度を根本から見直すというような提案はコンテンツの創作と流通にはつながらないのではないかという認識が出てきていたわけです。

それはどういったところから出てきたかというのが、その次の右側の中ほどの段落になりますが、こうした制度の検討においては、当然コンテンツの制作者、著作権関連ビジネスに携わっている方々、ネットワーク関連ビジネスの企業法務を担当している方々、著作権制度を研究している方々、それから、そうしたことの関連法に携わる弁護士、そういった者の英知を結集するということが本来必要であるところ、こうした、最もコンテンツの制作や流通に関わるべき者の意見、考え方が十分反映されていない現状があるのではないか。そして、そういった方々の間で、著作権法の制度を見直すという提言はコンテンツの創作と流通の両方を発展させることにつながらない方向に行きかねないという認識があり、関係者の協議が必要だろうということで、この協議会を設立して、あるべき政策とは何かということ、特に著作権制度としての政策は何かということを協議し、提言するためにこの協議会をつくった次第です。

協議会の活動内容という資料を添付してございますが、こちらがこれまでの検討の 実績です。協議会でしっかりと検討した上で提言をしようということにしております ので、昨年11月21日の総会で設立して以降、分科会を2つつくりまして、実質的 な検討を行ってきております。現在会員数としては118名の会員がおりまして、こ の中には、研究者、弁護士、関連企業の法務担当者、それから、権利者団体の代表の 方々といったような方々が参画をしております。

これまで流通促進に関する分科会と、権利制限の一般規定に関する分科会の2つの 分科会を設立しておりまして、ここに書いてありますとおり、既に流通促進方策に関 する分科会については2回、一般規定に関する分科会については1回開催しており、 それぞれ30名以上の出席を得て、協議を行ってきております。

協議会の組織について若干説明をさせていただきますと、先程申し上げたとおり、 現在会員数は118名となっておりますけれども、冒頭についております資料のとおり、会員に選任された理事により運営をしております。理事は、関係する著作権ビジネスと言われているような法務に携わる弁護士を中心に理事を組織しており、会長に は齊藤博先生にご就任をいただいております。松田弁護士は会長職務代行ということ になっております。それから、顧問として、ここに記載してあるような、著作権の分野で識見を広く認められている先生方にご就任いただいております。

それから、参考資料として会則と運営規則をつけております。特に会則の中で、これは任意団体の会則ということになるわけですが、ご参照いただきたいのは、まず 第3条の目的のところですが、提言を公表するということを目的としております。

提言のスケジュールですけれども、先ほどご紹介した資料のとおり、分科会を開催 しておりまして、この問題の検討は急を要すると考えておりますので、本年度中には 意見を発表したいと考えておるところです。

【松田オブザーバー】 そういう状況のところで、検討中でありますので今発表するわけにはいかないわけであります。しかし、異論のないところは、間違いなくあります。それは何か。資料2を頭から説明しましてもわかりにくいので別紙1から入らせていただきましょうか。デジタル・コンテンツのネット流通を一体阻害しているのは何なのか。もちろんそれは知財戦略本部などでも検討されていますから、ビジネスモデルが成立してないとか、違法コンテンツが氾濫しているとか、コンテンツの権利処理が煩雑で進んでないということのご指摘をいただいているわけであります。私どもが検討するのは、3番目の「コンテンツの権利処理の煩雑さ」をいかに簡単にして、場合によってはこれをできれば一元化したいということは、考えているわけであります。

さて、今、櫻井弁護士から新しい提案がなされたところでありますけれども、資料2の別紙1を見ていただきたいと思います。実はほとんどのところは我々の考え方も同じところなのであります。何をしたらネットにコンテンツが流通するか。特に放送コンテンツが流通するかということを考えたら、別紙1のこの4つの網かけのところを解決しなければならないというのは誰しも同じ意見だろうと思います。メタデータ化して、外からもわかる、権利処理の内容がわかる、いくらでデータが使えるだろうかということがわかれば、促進するに決まっています。これを信託でやるのか、管理事業者でやるのか、その他の形態でやるのか、全く独自の企業でやるのか、これはいろんな形態がありますけれども、必ず促進をするのであれば、法律以外の問題として、このデータを処理した結果が見られるというメタデータ化をしなきゃならないはずであります。このメタデータを使ってどんどん流通させることによって収益が上がるということをビジネスマン、実業家のほうで、ビジネスモデルをつくってもらうことによって促進が進むということも、これまた間違いないことであります。この2点

についてはおそらく異論のないところであると思います。

新しい法律をつくって、配分ルールを公正なものにし、権利を一元化し、一元化したところで、義務的な条項を入れて、流通に置かせるということの方法を考えるのが左側のところでありますが、配分ルールと一元化、これを法律でやるのか、契約でやるのか。この点が私どもと先ほどの櫻井弁護士さんの新しい説明とで若干違うところがあるのではないかと思いますが、実は全く思いは同じであります。間違いなく日本の情報通信システム、それから優れたコンテンツを特に海外に出したい。そのことによって、文化も産業も促進したい。これは誰しも同じ意見だろうと思います。

それで、配分ルールの合意と一元化を形成するためには、どうしたらいいかというのがありますが、その前に、配分ルールというのはどんな方法をとりましても、例えばかつては政令で定めろというふうに主張した提案もありました。それから、公正な配分をしろという義務を課せばいいと提言なさった方もいます。しかし、そういう法律をつくったら、配分ルールというのは形成されるのでしょうか。私は絶対そんなことはないと思います。配分ルールというのは、権利者ないしは権利者以外の関与者の方々が努力して積み上げていただくほか全くないと思います。だから、法律をつくれば強制が簡単になり、どんどん流通するということはありません。むしろそれを強制することになったら、ますます配分ルールの形成はできないと考えています。

権利の一元化、これについては、私は賛成でありますが、著作権保護をベースにして、ガイドラインとモデル契約によって一元化を促進していくということが我々の提案でありまして、法律によって一元化するべきではないと考えます。これについては資料4で後ほどご説明申し上げます。この法律部門のところの最初の配分ルール・一元化の問題は、発展的といいますか、流れで考えますと、コンテンツの権利処理、一次利用、それからライセンスビジネス、そして二次的利用につなげて、ビジネスモデルでさらに公衆に提供する。これを別紙2で書いてありますけれども、この赤の部分だけを検討すれば、おそらくは法律的な議論としてはいいのだろうと思っています。ライセンスビジネスも、ビジネスモデルも、本来はビジネスマンのほうで考えていただいて、発展させていただきたいのでありますが、例えばビジネスモデルでありましても、ただ、ネットにコンテンツを流せばいいというようなビジネスでは、これは絶対限界があると思います。今でもやろうとして、それは成功していないわけですから。例えば将来的には日本のコンテンツを中国語版にするとか、日本のコンテンツを要約

するとか、それから複数の放送番組等を結合して、さらに高度な情報にするとかという加工をしない限りは、今テレビで流しているものをそのままネットに流せばいいというようなことでビジネスが発展するとは到底考えられません。

したがいまして、フェーズ3のマルチユースと簡単に書いてありますが、この点を にらみますと、コンテンツの処理、赤の部分、フェーズ1の部分についても、将来こ ういうビジネスモデルが成り立つように契約モデルをつくっていかなければならない というのはそのとおりだろうと思っております。

したがいまして、ビジネスモデルをつくりやすいコンテンツの権利処理ということをにらんで、契約モデルをつくるということをしなければならない。その範囲内で、全体をにらみつつ、コンテンツの権利処理というのは、配分ルールとさらに一元化、これを遂げていかなければならないということになるかと思うのであります。

次に、別紙3を見ていただきたいと思います。今までの議論の中で、それではどういう項目をチェックし、検討すれば、今言ったフェーズ1からフェーズ3までの項目をおおよそ検討できるのだろうかということを挙げました。16項目あるのではないかと考えております。新しい促進協議会のほうの1月9日の整理はまだついておりませんが、おおよそネット法の提言に近いものと考えて対比することはできるのではないかなと思っております。

さて、この16項目を検討することになるのですが、この検討項目も、先ほどの将来のビジネスを見据えた点の検討なのか、まさに配分ルール・一元化の法律的なスキームを組み立てるところの諸問題であるのかについて分けてみますと、資料2の4ページ、下の段に書いてありますが、16項目のうち、第1フェーズと書いてあるものが、法律家が考えるべきことだろうと思っております。第1フェーズと書いてあるところが幾つかあります。これが、新法でやるのか、著作権法をベースに契約でやるのかは別論といたしましても、この1から16のうち、1、2、3、4、11、12、13と16、この項目をチェックすれば、第1フェーズのところはおおよそ議論ができる。形が大体わかると思うのです。

今日は、特に各論に入る前に1から4までのところをご説明申し上げればおおよその議論ができるのではないかと考えましたので、その整理をさせていただきました。

別紙3に移らせていただきます。私どもの趣旨は、デジタル・コンテンツに関する 著作権、著作者のその他の権利、それから著作隣接権、これを現行法の著作権法上の 権利のままとして残します。デジタル化したとしても新たな権利や新たな義務を課す ということはいたしません。

第一次利用者、これは例えば放送番組でありますれば、第一次放送的な利用をしたときの放送局を想定していただければよいかと思います。必ずしも放送局に限定する必要はありませんが、一応第一次利用者は放送局と考えていただきますと、これに関する諸権利に関しましては、二次的利用についての権利処理を契約で行います。そして、この契約によって一元化することがもしできますれば、これは二次的利用の前提環境をつくるということになるわけであります。この前提環境をどう作るかにつきましては、モデル契約とガイドラインによるべきだろうと考えています。これは趣旨で、ここでとめておきますが、この趣旨のもう少しの説明は別紙4でさせていただきます。

対象コンテンツについては、私の全く個人的意見でありますが、音楽は今さら処理をする必要ないだろうと思っております。映画につきましても、放送番組と同じように、メタデータ化して、いろんなものが容易に利用できるということになれば、さらに促進はいたしますけど、少なくとも法律家が権利を一元化するということに映画を処理するというところの必要性は今のところないのではないかと思っております。

そうすると、求められ、なおかつ一元化できてないところは何かというと、放送コンテンツが議論の対象になるのではないか。少なくとも放送コンテンツが最も一元化しにくい、権利処理しにくい、流通に置きにくいというものであることは間違いないと思います。このことを何らかのスキームで解決ができれば、すべてのコンテンツは対処できるということに当然なるわけであります。

処理されるべき権利の内容ですが、私は、著作権、著作隣接権とパブリシティーの権利でいいのではないかと思っております。商標法や意匠法については、利用や実施という概念は映像にはない。映り込みの問題もあえてここでは考える必要はないと思っております。肖像権については、一般的人格権でありますから、これを権利処理する、それも肖像権というのは一般人の権利ですから、これを法律やガイドラインで処理をするということは不可能だと考えております。

法令ですが、当然のことながら、新しい法律を制定する必要はない。しかしながら、 あえて著作権法の中でも検討すべき事項は、既に検討すべきと思われる項目は挙げて おります。例えば契約条件の中のある程度の推定規定を設ける。業界慣行が成立して いるというようなことが、同種の著作物については、配分やその他のルールが、条件 が、慣行が認められるような場合には、争いがある場合に、一定の条件を推定するなどというようなことが可能かどうか。それから、複数の超常的な権利者が存在するような場合には、正当な事由なくこれの利用を拒否するものについては拒めないというような規定も著作権法上の中にはわずかにあるわけでありますが、それと同じようなことを超常的な権利関係にも適用できるかどうかという規定を設けるこの検討が必要かと思います。

それから、もし著作権等管理事業法で一元化した権利をさらに管理事業法上のルールに従って利用を促進しようと考えるのであれば、これは現行の管理事業法の範囲内でできるかどうかを検討しなければならないと思います。先ほどマルチユースを促進することも、原権利の、法律家が検討すべきところでも必要であると考えますと、1つ出てくるのは、同一性保持権の不行使特約がどこまで有効かということを検討し、この部分についてはもしかしたら著作権法上こういう規定もいいのではないかということを入れられる可能性があるのではないかと思っております。この程度のことは、著作権法上の改正として盛り込まれるかどうかということになるわけであります。

さて、この制度を捉えますと、具体的な手続はどうするかということになるわけです。それは別紙4に書いておきました。コンテンツをジャンル分けして、そして配分モデルもジャンル分けするわけであります。できるだけ細分化したほうがいいと思います。それから、当然のことながら配分モデルと契約モデルはリンクいたします。

そして、これを外から見られる。権利者も見られる。利用者も見られる。しかし、何もかも開示するというわけではありません。関係者が見られる範囲を特定しなければならないと思います。

そして、この入力フォーマットに従って、第一次利用者が権利者コードを入れていく。そしてそれぞれのデータベースとリンクさせる。これがメタデータです。そういうものをつくり上げておけば、容易に入力ができるということになるわけです。

しかし、これはシステムをつくればそうなるというわけではありませんで、実を言いますと、大変なのは、最初の1の段階でジャンル別にしたところの配分のモデルを決めることであります。しかしながらこれは契約でやるのだから、時間が到底かかってそんなもの追いつかないでしょうという意見が必ず出てきますが、では、この配分モデルを法令で決めたらよいのでしょうか。ないしは、正当な、と言えば配分ができるのでしょうか。もし法令で決めるのだとしましても、業界慣行や皆様方の意見を聞

いて調整するような諸機関が必ず必要になります。それであるならば、ここのところは、当事者間の契約でやれるかどうか、とことんやってみなくてはいけないのではないでしょうか。それができるのであれば、どの法律スキームでもできます。

こういう提案をしましたのは、平成19年に経団連で同じような議論をしたときに、法令で決められっこないから、どうしたらこういうモデルができるのだろうかということになったときに、それはたくさんの契約モデルをつくらざるを得ない。そして、その選択によって当てはめをしていく。場合によっては、どうしてもネットに出してはいけないという権利者がいれば、それもデータに落とせばいい、そういうデータをきたんとしておくべきだと思います。出ないデータを明確にすることも必要だろうと思います。あとは、出ないデータのコンテンツと出るべきデータのコンテンツの市場における競争ということもやらせてみなきゃいけないのではないか。そういうことの結果としてだんだんこのモデルが収斂していく。収斂することによって、もっともっとスピードアップした権利処理ができるようになると考えております。

最後になりますが、この方法によりましても、どうしても若干トラブルが起こると思います。2つの処理があります。この手続の中で、ガイドラインの中でADRをつくるべきだろうと思っています。それ以上詳しく言いません。それからもう一つ。この方法をとるということは、法律によって新たな権利や義務を課していませんから、アウトサイダー、ないしはインサイダーでありましても、私の契約関係は違うという人は民事訴訟で訴えてもらう、そういう権利は残すべきだろうと思っております。何もかも新法で押さえ込むというようなことをしない方がかえっていいのではないかと思います。それでも収斂していけば、必ずこのビジネスは成立すると考えている次第です。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは、質疑、それから議論に移りたいと思います。まずは椎名さんから。

【椎名委員】 今日、ここでまたネット法、ネット権に関する新たなバージョンのご説明をいただいたわけですが、我々からすると、相変わらず安価に効率よくコンテンツを調達したいという虫のいい話としか聞こえてこない。前回岩倉さんがお越しになって説明された折にも申し上げたことですが、ネットワークにコンテンツが潤沢に供給されるという状況を実現する上で最大のネックとなっているのは、ネットワークの収益性の悪さ。その問題を解決せずに、なぜネット権を創設することが流通の活性化を実

現し、またクリエイターへの適正な対価の還元を実現するのかという点について本委員会から質問させていただいたが、その点に対するお答えというのは今日の説明の中でも一切していただくことができませんでした。この点についてはこれからでも結構ですので、お答えいただきたいと思います。

また、ネットというメディアを活用する上で最も優位な立場にある通信事業者自身が、コンテンツの制作に全く前向きでない中で、なぜ音楽、映画、放送といった既存のコンテンツだけを標的にして流通促進を図らなければならないのかという点についても全く理解ができないところでございます。

そういう前提がありながら、前回の提案とは違っているのだということなので、あえて拾っていきますと、前回までは権利者全てを従わせる強行法であったというところが、今回は権利者の意思表示が条件となっているということであります。その意思表示の要件としていろいろ挙げられてはいるようなのですが、細かなところは抜きにして、強行法でないのだとすれば、現行の契約による解決と何ら変わらないものであって、なぜ法律による制度が必要なのかということが理解できません。

また、ネット権を行使する主体としての法定事業者について、この前も、別にレコード制作者、映画制作者、放送事業者には限らないということをおっしゃっていたわけですが、今回は、権利情報の収集等を行い、原権利者に適切な還元を行う当事者としての能力を有する者という表現となっていまして、コンテンツホルダーに限らないというふうに変えられたようです。能力を有するかどうかというのを一体誰がどのような基準で判断するのか。また、そもそもそんな能力を有する者が出てくるのだとすれば、世話はないわけであって、そうであれば、こんな制度も必要なくなるわけですよね。また仮にそうした者があらわれて、コンテンツホルダー以外の者が法定事業者となった場合に、コンテンツホルダーも与えられている送信可能化権とか、そういうものがありますけど、そういう権利は一体どういうふうになってしまうのか。

また、以前のご主張だと、クリエイターへの適正な配分を実現するという観点から、ワンチャンス主義に関する規定をオーバーライドして、適正な配分を行おうというような趣旨であったものが、今回のご提案では、ご説明では触れられませんでしたが、会長・副会長試案というのを拝見すると、著作権法の枠組みを大きく外れることを避けるべく、ワンチャンス主義の適用を行うとなっている。この点については非常に大きな後退だと思っていまして落胆をしておりますが、そもそも著作権法の枠組みを気

にかけるのであれば、こんな提案はされないほうがいいのではないかなと思います。

また法定事業者の応諾義務についても、A案、B案で意見がまとまってないということですが、応諾義務を課さないとすれば、どういう流通促進効果があるのかがわかりません。

このパワーポイントも、会長・副会長試案もそうですけど、冒頭で権利の集中化とはっきりおっしゃっておきながら、原権利者の反発を回避しようという考えかどうかはわかりませんが、様々な選択肢や緩和要件などを散りばめるご努力をされたようではありますけれども、そのことが逆にこの制度の整合性を薄めてしまったようにも思われます。会長・副会長試案というのを拝見すると、「契約のみによる権利集中化作業は100年河清を待つ」というふうな表現をされているわけですけれども、民間の努力では足りないということが呪文のように言われてきているのですが、一方で、NHKオンデマンドを契機として、実演家と放送事業者との間で既に様々な取り組みが始まっています。とりわけ実演家サイドにあっては、不明権利者の探索を含めて、権利処理の集中化、あるいは円滑化について色々な努力を重ねてきております。そもそも人の財産を取引しようというときに、時間と費用をかけるのは当たり前のことであって、なぜコンテンツに関しては時間と費用をかけることが否定されなければならないのかということについて、相変わらず理解に苦しんでおります。

前回の繰り返しになるのですが、法律というものはあくまでも社会全体に与える影響に最大限配慮して一定のバランスの中で決められていくことが原則であると思います。特定の産業や事業者を優位に立たせるために立法が行われるようであってはならないと考えています。そういう意味で、この種のご提案というものは我々にとっては到底受け入れ難いものであるということを申し上げておきたいと思います。

それから、松田先生のご提案ですけれども、先生がかねてからこういうご持論をお持ちであるということは承知をしておりまして、今日ご説明をいただいたことで、さらによく理解ができたように思います。制度に任せるのではなくて、権利者側の発議によって問題を解決していくべきだという点については、非常に共感するところもあります。

しかし、また一方で、こういうことがある。例えばブランド品のバッグをブランド の直営店で買っても、それからインターネットの楽天とか、そういうところで買って も、多少の価格の違いはあったにせよ、ネット上で特別破格の値段で買えるというこ とはないわけですね。インターネットで販売するということをブランドが強制されることもないわけです。ブランドによっては、やっぱり直営店でしか販売しないようにしようという販売戦略をとるという手法もあり得るわけです。ネットに関するコンテンツ流通促進方策として提案されるものは、ことコンテンツに限っては、あまねくコンテンツがネット上で破格の値段で提供されていなければならないというおぼろげな前提に立って、さらに売り手側の販売価格に関する裁量権がある程度平滑化されて、一律・一元化されたルールのもとで取引されなければならないということがあたかも前提になっているように思えてならない。こういう種類のご提案が今まで色々あったわけですけれども、そういうご提案というのは、コンテンツの利用から収益を上げる立場から見れば、すべからくネットに流さなければならないというふうなことも含めて、いかに滅茶苦茶な話であるかということについて、ぜひ皆さんもう一度きちんと考えていただきたいなと思います。

ただ、コンテンツというものが権利の東であって、それを処理する手間やコストがブランドバッグとは違うだろうという話については、それをより効率的にするべきだという議論は当然あり得る話であって、そこは権利者団体側から努力すべき部分であるとも思っております。実際に我々CPRAにおいては、応諾義務を伴う著作権等管理事業法に基づく使用料を定めて、その仕切りでいいよという権利者の人たちの委任を受けて、権利処理を進めてきております。だからといって、すべての権利者が個別の交渉の機会を失って、すべからく一律・一元化されたルールのもとに従わなければならないとするようなご提案であるならば、それがいかに権利者側からの発議によるものだとしても、これは実現性においてはかなり厳しいものがあるのではないかと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは、櫻井さん、お願いします。

【櫻井オブザーバー】 ありがとうございます。「100年河清を待つ」というところが どうかというのは、中山先生がおっしゃったところでございますが、以下では、あく まで私見としてお答えさせていただければと考えております。

まずネットでの収益性が悪いというのが、コンテンツのインターネットにおける流 通で最も問題なのではないかというお話があって、それはまさにおっしゃるとおりだ ろうと考えておりますが、その際の権利処理に要するコストが非常にかかるというの もまた指摘されているところです。そのコストをなるべく下げるというのが虫のいい 話だということをおっしゃられると、そのとおりなのかもしれませんが、権利処理のためのコストによって、本来であれば上げられるかもしれない収益性がより非常に低くなって、結局通信事業者も含めて前向きにならないというのであるとすると、それはもったいないのではないのかと考えるところでございます。

また、CPRA様をはじめとして、NHKオンデマンド等での民間での取組をされ ているというのも重々承知しておりまして、大変なお力とお時間とがかかっているの だろうと思っておりますけれども、例えばCPRAのホームページでこの放送にかか る権利者の方を探していますということで、探されたとして、それによって、当該権 利者が出ているコンテンツをオンデマンドで流すこと自体が適法になるのかというと、 そこは法的な裏づけは残念ながら現在のところないのではないかと認識しております。 そうであれば、そういうことも含めて、適法にするような法的な手立てを与えたほう が望ましいのではないかというのが1つの観点でございます。新しいコンテンツに関 しては必要ないのかもしれませんが、過去のコンテンツについてはどうしてもそうい う不明確な部分が出てきますので、それを何らかの法的な手続、手段、法的な措置を もって適法に行わせるというものをするかどうかというのがおそらくいちばん大きな 差だろうと思います。契約によって処理を進めるとなると、過去のコンテンツのすべ てについて契約による処理をするのは難しいのだろうと考えております。もちろん契 約モデルを作成して、それに基づいた手続を進めていくということは、今後のコンテ ンツについては非常に役立つと思いますけれども、過去のコンテンツについてはどう なのだろうと。せっかく日本がいろいろと過去に優秀なコンテンツを持っているとい うことなのであれば、そこについてなるべく処理を進めるというほうが望ましいので はないかという観点で、どこまで法律による処理をするのか。それとも、契約ででき る部分についてはやっていくというふうにするのかというところで見解が分かれてい るのではないかと思っております。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは松田様。

【松田オブザーバー】 ブランドバッグは強制されて売られることはない。どこのルート に流すかは自由。ネットでの流通を促進することを、安く提供することを前提にして 提案されるということはおかしいのではないか。権利者側、ある意味では売り手側が いくらで売りたいということがあってもいいのではないか。それから、すべてのコンテンツを出しなさいよということは、ある意味では出したくない人はどうしたらいい

のでしょうか。こういう問題が提起されている。だけど、全部出す必要はないでしょ う、どんな制度を作ったって。それが1つ。それから、安く提供されたほうがいいと いうのも間違いないでしょう。それから、強制はされないけれども、出してもらった ほうがいいというのはどこにあるのでしょうか。ここがポイントだと思います。それ は何かというと、ネットというインフラができ、みんなが使えるようになった。その ときにシャワーのように情報を降らすのではなくて、私の好きな時間に自分の選択で 見たい。いつでも、どこでも、自分の選択でという文化がもう既に生まれてしまった。 この文化を育てるか育てないかというのは、これはある程度みんなが考えなければな らない問題になった。ある意味では国が考えなきゃならないテーマなのではないでし ょうか。そのときに、固定的な商品と同じようにものを考えるわけにはいかないよね という問題意識が皆さん方に、社会全体にあるからこそ、こういう議論が始まってい るわけです。椎名さんの言われる視点ももっともだと思いますが、しかし、こういう 会が必要だという背景は、次の時代における、国民みんながいつでも、どこでも自分 の選択で見たいというメディアを楽しむ、同時にこれは科学技術や文化の発展にもつ ながるし、それが先行すれば、世界的に市場を形成することもできるし、遅れればこ の分野では後進国になります。そういうことが嫌だから議論しているのでしょう。そ うすると、どこかのところをある程度犠牲にして、どこかのところを得なければなら ないという議論だろうと思うわけです。

そこでどうしても譲れない部分があると思います。椎名さんのご意見の中で、すべからくというのは、これはおそらくないと思います。誰がそういうルートに供給しようかということを最終的に決められるかということを守ってもらいたいと思います。これが最も重要なことです。なぜか。自分でもまだ明確に法律的な主張として整理できないのですが、これは最も重要だと思っています。論文や文芸やエンターテインメントについて、あなたの作品を私が利用するから許諾しなさい、ないしは許諾義務まではないけれども、そういう社会的状況だから出しなさいよと圧力をかけられる社会がいい社会だと私は思っておりません。言論や文化につながるのです。そこのところは作った人の意思を尊重していただきたいと思います。そのことによって、どうしても私の文化は外に出したくない、どうしても私は本で読んでもらいたい、どうしても私はインターネットは嫌だという人はやめたらいい。そういう自由を認めるべきだろうと思います。そういう自由を認めつつ、最大多くのコンテンツがいつでも、どこで

も自分の選択で見られる社会をつくろうということをしなければいけないのではない かと思っています。私が一番疑問に思っているのはその点であります。

【村井主査】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

【椎名委員】 松田先生のおっしゃった、両方が膨大化していくことは1つの流れであって、とまらないし、みんなの利益になるというところを否定するつもりは全くありません。すべからくというところが、ネット権、ネット法で我々が直面してきた問題でもありますので、すべからくというところが回避できれば、権利者側の努力によってそういう状況を実現化する、あるいは最大化していくということは、我々の務めでもあると思っていますので、そのお話はよく理解ができました。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは、堀さん、お願いします。

【堀委員】 今一次利用のものをつくるのすら大変なのに、二次利用の話をしている場合 じゃないのですけれども、単純な感想だけ言わせてください。どうしても、櫻井さん が説明されたことというのは、前回岩倉先生がご説明されたときにも、おとぎ話を難 しくしたようなものだと申し上げましたら、今度はそこからネット法・ネット権とい う比較的わかりやすい言葉を全部削ってしまったので、何を言っているのかがさっぱ りわからなくなった。要は、つくったコンテンツは推定譲渡してくださいということ を言わんとしているのかなと解釈するしかない。じゃあ、どちらがわかりやすかった かといえば、単純な感想で言うと、松田先生の案のほうがより具体的だなと。

デジタル・コンテンツ利用促進協議会の副会長の方々というのは、非常にコンテンツに詳しいのだと思うのですけれども、実によくご存じで、この提言の中にも、2ページ目、日本というのはアメリカみたいに俳優団体が団結して映画会社と団体交渉してしかるべく契約に持ち込むといった基盤を有しないということが書かれているので、それならこちらを提言されたらいかがかなと。使いたいという人の主語にあわせてこれを出してくるのはちょっとちぐはくじゃないかなと。そんな状況が日本にあって、アメリカ型がすばらしいと。アメリカには隣接権がないから自由にネットに使える。それがパイを広げているという説明が以前どこかでありましたけれども、それは全部スクリーンアクターズギルドという出演者の団体、労働組合ですけれども、ここが映画、テレビのプロデューサーと契約のモデルガイドラインを決めて、二次利用した場合の対価が明示されていて、ソシアルセキュリティーナンバーに従って不明者が出ないようにちゃんと契約をつくっている。それをよくご存じの検討委員会の皆様が、こ

んな簡単なことを遠回りしてこんなに難しく、利用者に利用させてくれと。権利の処理が煩雑だ、簡素化しなきゃいけないと。現実的には簡素なのです、プロの役者にとっては。よく思い出していただきたいのですが、コンテンツが二次利用されるようになって、それが消費者に届くようになってからまだ二十数年しかたってない。セルビデオを買うのは非常に高いからレンタルというのが登場して、だからといって映画会社は倒産しなかった。競争で負けていった会社はありますが。新たにテレビドラマもビデオパッケージでレンタル会社に出て、次にDVDが出て、そこでビジネスモデルを考えています。一度も権利者に対して権利の切り下げでビジネスを成功させた例はありません。

ですから、松田先生がおっしゃっていたような、まずビジネスモデルはビジネスマ ンが考えるべきだ、法律家が考えるべきではないというのは、改めて申し上げますけ れども、ネットの時代がすごくいい時代にならなきゃいけないと僕も思っています。 ただ、流通や製造のコストが減る分、今までの権利処理に要する実演家なり原権利者 に払うお金が減らずに、消費者に向かってこれだけコストが下げられます、だから許 諾して下さいということを言われたら、すぐに許諾しますが、そんなモデルは1回も 来ていません。インフラにお金がかかったので、コンテンツに払うお金はない。権利 者がうるさいから権利を下げてしまえという論争は1回も皆さんから、ここに出てい る副会長の皆さん、会長さん、1回もここから逸脱しない。こんなにアメリカの契約 をよくわかっている方が、あえてなぜ権利制限の話を、今度はネット法というわかり やすい法律をあえて外して、これだけ……。さっきの説明を聞いていても、さっぱり わからない。4枚目のデジタル・コンテンツの特性に対応したフェアユース規定の導 入というのも、要は、これは技術のことを言っているのであって、コンテンツそのも のについては言ってない。技術の革新に対応したことをやりたいということを言って もらうのだったらよくわかる。ただ、それとコンテンツの中身、面白さとか、それを 一般の消費者に届けなきゃいけないということがごっちゃになっている。だから、フ ェアユースという言葉も、日本版と付いたり、アメリカのフェアユースの拡大解釈を して、権利制限に結びつけるような議論をこの中に持ち込んでくるのではないかなと 推測します。

数え上げたら切りがないのですけれども、あえて何で今回は原権利者という言葉を 多用するようになったのかもよくわからない。著作権者とか作曲家とか、いわゆる原 権利者は、出演者などに比べたら数が少ないので、権利の処理は煩雑じゃないはずな のに、原権利者という言葉を使ったのはなぜなのかなとか、あえて前回よりさらにわ かりにくく、難しくしている。

会長・副会長試案の概要についても、A案については、非常に難しい言葉でかえて、あえてB案というのを出されておりますけれども、A案というのは、要は許諾権を消滅させるということじゃないかと。応諾義務を負わせるというのは非常に難しい。「負う」という言葉を使って、「負わす」という漢字を2つ使って、わざわざ難しくするのでなく、「許諾権を切り下げる」と書けばいいじゃないか。なぜ難しく、難しく書くのかな。これが非常に不思議でなりません。

いわゆる法定事業者の能力を有する会社、素人が普通考えたとき、それを判断するのは大企業です。資本が安定していてしっかりした企業というのは日本においてはステレオタイプに大企業をイメージする。我々が放送局と二次利用についてこの20年渡り合ってきたのも、一出演者とか一プロダクションじゃ対応できないから、音楽事業者協会というところで利用の両立とか、どのぐらいの権利をバックしてもらうかということを交渉で全部契約で決めてきた。それは最低限、先ほど松田先生が言ったガイドラインであって、その他についてはどうぞ個別の契約でやってくださいということを団体でやってきた。それが今までやってきた努力が全てだめで、これから未来は権利を制限すれば一元化できるというのは、あまりにもおとぎ話にも程があると思います。

ワンチャンスを推進するという話も先ほど椎名さんからもありましたけれども、日本のワンチャンスとアメリカのワンチャンスでは、皆さんがこの提言の中で書かれているとおり、全く契約の内容が違いますので、混同しないでいただきたいなと。もしよろしければ、SAGとアメリカの映画プロデューサー協会の契約のガイドラインとなっている契約書をこの会議にも出していただければいいと思います。それに比べたら日本の契約書なんていうのはほんとに薄っぺらな契約書ですから、それでも今まで二次利用をちゃんと交渉でやってきたという実績について、これはCPRA、芸団協さんがやる前から音事協がやってきたことですので、これについてもよくお調べになっていただきたいなと。それをもって今、CPRAと音事協が、一元化という言葉は使いたくありませんけれども、データの集約と権利の処理の窓口の一括化というのに向かって進み始めておりますし、NHKオンデマンドさんとの交渉もわずか数カ月で

実施に動いた。その後、フジテレビオンデマンドさんとも交渉しておりますし、現に 音事協が制作に協力をしたコンテンツが各5カ国の言葉に翻訳されて、世界向けに配 信されている。こういう努力についても、ぜひお調べになってお書きいただければと 思います。それに比べれば、まだ松田先生がおっしゃっていたように、最終的に自由 に競争によって、契約によってということの方が我々としてははるかに近い心を持っ ていると思います。

- 【村井主査】 ありがとうございました。いかがでしょうか。もう一度全部説明するわけ にも参りませんが、何かお答えいただけることがあれば。よろしいですか。それでは、 次には佐藤さん、お願いいたします。
- 【佐藤委員】 椎名委員と堀委員にすべて言っていただいた後なので、あまり多く語ることがないのですが、基本的に松田先生のおっしゃった、要するに法律家が決める話とビジネスが決める話というのは基本的に違うことを考えてやることですし、確かに時間がかかる、だから法律にすればいいよねという話。しかし、法律で具体的にどう決めるのかということについて結局話し合いが必要になって時間がかかるというところで、ぐるっと回ってそんなにスピードは変わらないということだと思う。

さらに言うと、デジタル・コンテンツの流通については、DVDもあり、デジタル 放送もあり、いろいろな形でのデジタル・コンテンツの流通がある中で、インターネットというメディアをどのように活用するのがいいのかということについて、ビジネスとして、誰がどのように判断し、1つのコンテンツから収益性を極大化する道としてのインターネットの利用の仕方をコンテンツオーナーと権利者がともに協議しながら考えることがコンテンツ大国を目指す道だと考えたときに、そういう協議の場を無視するような形の法律をつくるということは、実はコンテンツが豊かにつくられ流通され収益を上げる道を閉ざそうとしている行為であると思わざるを得ないということでありまして、椎名委員、堀委員がおっしゃったとおりのことなので、これぐらいしか私は言うことができません。

ただ、なぜネット法、あるいは今回ご提案のようなもので早急にことを運ぶことを 目指されるのか。もちろんタイムスケジュールの観点はわからなくはないですけれど も、特にネット法を主張されている方々が出されている様々な文章を読ませていただ くと、コンテンツ大国、コンテンツ立国という言葉の裏に、本当は、コンテンツは何 かの肥やしにすぎない。そして、本来国が目指さなければならないのは、コンテンツ 大国ではなくて、コンテンツがそこにいつでも安価で利用できることを前提としたもう一つ別の産業政策なのではないかなと思われてきます。それは皆様もネット法の方々が出されている文章を読まれると、ん?本当はiPodに対抗したかったわけ?とか、本当はウォークマンに対抗するような、iPodをしのぐようなものが日本から出なければいけなかった、だからもう一度そういうような産業立国を目指せと言っているのかと。その障害になるコンテンツがなかなか流れないようなビジネス議論については早くふたをしてしまいなさいと言っているように思えてならないということだけ付言させていただきます。

- 【村井主査】 ありがとうございます。何かありますか。そのほかのご意見はありますか。 ご質問でもよろしいですが。
- 【櫻井オブザーバー】 最後の佐藤様からのお話でございますけれども、性急に、というところ、私も中山会長等の意見を全て把握しているわけではございませんが、松田先生が先ほどおっしゃっていた中で一つあったと思うのですが、皆がインターネットを目の前にして、インターネットで何でもできると、何でもできるというのは語弊がありますが、インターネットでいろいろなものを楽しめるということがわかっている状況で、国として早く動かなければコンテンツの後進国になってしまうのではないかという考えから、それを避けるためにも早くやったほうがいいのではないかという話が出ていると私の方では認識をしております。

あと、時間がかかって結局は契約でも法律でも同じなのではないか、というところについては、繰り返しになるかもしれませんが、法律によることによって、過去のコンテンツについても処理ができるのではないかと。契約ではなかなか過去のコンテンツについて処理を進めることが難しいのではないかという認識で、権利の集中化を一定範囲で図るというところでは、会長・副会長での意見が一致していると私の方では認識しています。

【村井主査】 そのほかありますか。

【菊池オブザーバー】 櫻井さんのプレゼンテーションを聞いて、市場の失敗を立法、法律によって解決するというふうに私は解釈したのですが、市場の失敗というのは例外でして、まずこれを定量的に証明するというのが公共政策上一般的なこと。その上、市場で失敗するといっても、それは規模の経済であるとか、公共財であるとか、外部経済であるとかいくつかあるが、おそらく皆さんが考えているのは、外部経済をイメ

ージされていると思うが、外部経済で得をする人があるのだったら、それを初めに供 託金にするなり保証金にするなりしてコンテンツ側に払うとか、そういうバランス論 まで考えたほうがよいと思います。市場の失敗があるならば、例外ですので、証明を 定量的にすべきだというのが私の理論です。

【村井主査】 松田さん、お願いします。

【松田オブザーバー】 ビジネスをつくり上げてもらうのは、ビジネスマンにやってもらわなきゃないのでありますけれども、それをできるだけ促進したほうがいいということ自体は反対ではないのではないかと思う。それはどうしてかというと、先ほど言った文化が生まれたからであります。その文化に対応するためのコンテンツの流通の仕方や、ないしはコンテンツ自体を変えるということもしていかなければならないのだろうと思います。それを通信や受信の機器、オーディオ機器等の側の立場で考えるのか、それから、コンテンツを持っている権利者の側で考えるのかということの対立は、やめていただいたほうがいいのではないかと思うのです。

それはどうしてかといいますと、実は、著作権法は、あまり詳しくない方が見ると、 産業の足を引っ張っている規制だととらえている方もまだいらっしゃる。これは全く 規制ではありません。私権ですから規制ではありません。行政庁が何らかの判断をし て可否を決するようなものではなくて、私権の対立ですから、規制ではありません。 しかし、新しい産業を興すための規制と考えている方がいらっしゃるのです。この考 え方は実は日本だけの考え方でありまして、日本にこのような考えが生まれたのは、 これで実は3回目です。最初は昭和50年代の終わりに、著作権でコンピューターソ フトウェアを保護するかどうかのときにも同じような対立がありました。それから十 数年経ったときに、著作権の中の、特に人格権についてはより要件を緩和すべきだと いう運動が起こりました。これは国際大シンポジウムを開いて対立がありました。私 は今度の状況は3回目だなと思っています。その3回目に至っても、著作権、コンテ ンツ側の権利が強過ぎるから流通が支障をきたしている。その権利をある程度削減し て、これを一元化と言うのか、許諾権化、報酬請求権化というのかありますけれども、 それは著作権が強過ぎるからデジタル・コンテンツが流通しない、こういう図式でと らえている。これは、日本はものづくりについては世界ではトップ、通信についても トップでしょう。そういう産業をどんどん伸ばしたいという国是は絶対にあります。 それを否定すべきではないと私は思っています。そのときに、「日本は」というふう

に言われるときに、著作権法を削減すればという、そういう対立関係で考えてしまうからそういうふうになる。実は同じ問題はアメリカだってあった。 i Podがあれだけ隆盛になったのはそれを訴訟や交渉で乗り越えたからです。日本はそれをしないで、言ってみれば他人に責任を負わせたような形で、「ああ、できなかった」と言っているだけです。もっと権利者側と利用者側は徹底的に議論して、徹底的に新しいモデルをつくってくれませんか。法律家がやることなんてほんのわずかなことです。実を言うと、櫻井先生の構想も、私どもの構想も、法律的には違いますけれども、やり方がほんのちょっと違うだけで、目指すところは全く同じです。

特に、はっきり言ってビジネスモデルが出てきていませんよね。出てきたものはみんな潰れている。それから、テレビ局が何かコンテンツとしてインターネットに流せばどんどん見るなんていうことはありません。ビジネスモデルで成り立つなんていうことはありません。だから、それだけではダメ。違うことを考えなければ。それは他の審議会等でもやっているようですが、それはどうぞ権利者側のほうも、コンテンツ側のほうも、どうやったら自分のコンテンツがより世界市場で売れるのかということを考えて、話し合ってみたらどうでしょうか。そこのところが一つ融合をしなければダメです。共同でやってください。お願いします。

【村井主査】 ありがとうございます。

それでは、お預かりしていた時間が来てしまいましたが、いかがでしょうか。これからも色々なご意見をいただけるでしょうが、2つの方法でそのご意見を集約していきたいと考えております。委員会の場では今まで2回にわたって放送コンテンツの流通の権利処理の問題ということで、ご説明をいただき、ご意見、ご質問をいただきました。

1つ目の方法は、皆さんのご意見、疑問、それから先ほど出てこなかった幾つかのご質問など、そのようなものも含めて事務局に集約していただきたいという点。

もう一つの方法は、この委員会としての考え方をまとめていく上で、今までどおり 取引市場ワーキンググループの方でこの議論の整理、あるいは必要な議論の掘り出し、 その他議論を進めることも検討していただきたいと思います。これは中村委員、よろ しくお願いいたします。

本日、お忙しいところ、ご参加をしていただきました櫻井様、松田様、どうもありがとうございました。大変感謝をいたします。それから、大山先生は、お忙しいとこ

ろ恐縮ですけれども、引き続き本検討会への議論の参画をよろしくお願いします。それでは、事務局からご案内をお願いいたします。

- 【小笠原コンテンツ振興課長】 それでは、次回2月の委員会の日時についてはまた調整させていただきます。今の予定では、コンテンツ保護に関するエンフォースメントについてご議論いただく日程を調整したいと考えております。
- 【村井主査】 時間の関係でご紹介できませんでしたが、ご新任の委員の方で、何人か本 日、来ていただいております。田辺委員、藤沢委員、伊能委員、三尾委員、ご欠席の 方もいらっしゃいますが、ご紹介できなくて申しわけございませんでした。ぜひよろ しくお願いいたします。

では、本日の会議は以上です。どうもありがとうございました。

以上